

茨城県農業再生協議会
稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業 業務方法書

令和4年12月14日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、茨城県農業再生協議会（以下「茨城県協議会」という。）が行う稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業交付等要綱（令和4年4月5日付け3農産第3727号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業実施要領（令和4年4月5日付け3農産第3728号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業（以下「超低コスト産地育成事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 茨城県協議会は、輸出等の新たな需要に的確に対応しつつ、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図っていくため、産地内外の様々な先進事例や各種コスト低減技術の実証成果等を踏まえ、米の生産コストの低減に向けた取組を総合的に支援し、稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業を公正、適正かつ効率的に運営するものとする。

2 茨城県協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、超低コスト産地育成事業を実施しようとする実施要領第4に該当する者（以下「事業実施主体」という。）に対し、超低コスト産地育成事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

第2章 超低コスト産地育成事業の実施

(米の超低コスト産地化プランの作成)

第3条 事業実施主体は、実施要領の第5の1の規定に基づき米の超低コスト産地化プランを作成し、茨城県協議会の長（以下「茨城県協議会長」という。）に直接、承認申請を行うものとする。

2 茨城県協議会長は、実施要領第6の1に定めるところにより事業実施計画書を作成し、関東農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

3 茨城県協議会長は、前項の承認があった場合には、実施要領第7の4に定めるところにより事業実施主体へ、採択結果通知を行うものとする。

4 米の超低コスト産地化プラン及び事業実施計画書の変更を行う場合は、第1項から第2項までに準じた手続を行うものとする。

(稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業に係る補助金の申請・請求及び支払)

第4条 事業実施主体は、様式第1号により、茨城県協議会長に補助金の交付を申請するもの

とする。

- 2 茨城県協議会長は、前項により事業実施主体から申請のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付等要綱第9の規定に基づき、関東農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。
- 3 茨城県協議会長は、関東農政局長からの交付決定の通知を受けたときには、速やかに第1項により補助金の交付申請を行った事業実施主体に対し、様式第2号により交付決定の通知を行うものとする。
- 4 事業実施主体は、補助金の支払を受けようとするときは、茨城県協議会長に対し、様式第3号により概算払請求又は請求を行うものとする。
- 5 茨城県協議会長は、事業実施主体への補助金を支払うため、関東農政局長に対し概算払請求を行うことができるものとする。
- 6 茨城県協議会長は、第4項により事業実施主体から請求のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付等要綱第19の1の規定に基づき、関東農政局長に対し概算払請求を行うものとする。
- 7 茨城県協議会長は、関東農政局長より概算払を受けたときは、速やかに第4項の補助金の請求を行った事業実施主体に対し支払を行うとともに、様式第4号により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第5条 事業実施主体は、実施要領の第9の9の(1)に規定する返還事由が生じた場合には、速やかに状況を記載した書類を茨城県協議会長に提出し、その指示を受けなくてはならない。
- 2 茨城県協議会長は、前項により事業実施主体から提出のあった内容について、確認・精査し、速やかに返還されるべき補助金の額に相当する金額を返還させなければならない。ただし、実施要領の第9の9の(3)にあつては、この限りでない。
 - 3 茨城県協議会長は、事業実施主体が交付等要綱、実施要領若しくは適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、茨城県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を事業実施主体に送付しなければならない。
 - 4 前項の補助金の返還を求められた事業実施主体は、前項の期日までに求められた額を茨城県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事業実施主体は、茨城県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、事業実施主体は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに茨城県協議会長に提出しなければならない。
 - 5 茨城県協議会長は、前項の期日の延期を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を事業実施主体に送付するものとする。
 - 6 茨城県協議会長は、事業実施主体が第3項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあつては第3項の期日に第4項の書面を茨城県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該事業実施主体に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお返還しない場合には、当該事業実施主体への補助金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

第6条 茨城県協議会は、補助金の交付については、実施要領第10の1の規定に基づき、他事業等と区分管理し、茨城県協議会が定めた「稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業会計」から行わなければならない、当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の用途に使用してはならない。

2 茨城県協議会は、前項の資金を茨城県信用農業協同組合連合会 普通口座により管理する。

第4章 報告

(事業遅延の報告)

第7条 事業実施主体は、超低コスト産地育成事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は超低コスト産地育成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号により事業遅延届けを茨城県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 茨城県協議会長は、前項の報告があった場合、速やかに交付等要綱第17の規定に基づき超低コスト産地育成事業が予定の期間内に完了しない理由又は超低コスト産地育成事業の遂行が困難となった理由及び超低コスト産地育成事業の遂行状況を記載した書類を関東農政局長に提出し、その指示を受けるものとする。

(事業実績報告)

第8条 事業実施主体は、超低コスト産地育成事業に係る米の超低コスト産地化プランに基づく助成の実績を様式第6号により作成し、事業実施年度の3月31日までに茨城県協議会長に報告するものとする。

2 茨城県協議会長は、前項による事業実施主体からの報告を取りまとめ、交付等要綱第20の1の規定に基づき、関東農政局長に報告するものとする。

3 茨城県協議会長は、第1項による事業実施主体からの報告の内容を審査し、適正であると認めた場合には、補助金の額を確定し、様式第7号により事業実施主体に通知するものとする。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第9条 事業実施主体は、超低コスト産地育成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 茨城県協議会長は、必要に応じて、事業実施主体に対し、補助金に係る経理内容を調査し、茨城県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 本業務方法書に定めるもののほか、超低コスト産地育成事業に係る業務の方法についての細部の事項については、茨城県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、令和4年12月14日から施行する。